

## 総合評価方式について

- 平成 11 年 2 月の地方自治法施行令改正により、価格その他の条件が最も有利なものを落札者にできる旨の規定が設けられ、「総合評価方式」を活用できるようになった。
- 本県では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事で活用されているものの、公共工事以外では「公用車の調達」を除き、ほとんど活用されていない。  
他県においては、公共工事以外の分野で活用を図っている事例がある。

## 1 愛知県の事例 公共工事

**経緯** 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、地方自治法に定める「総合評価方式」を導入したもの

**対象** (平成 23 年度～)

予定価格 5 千万円以上は全て、1 千万円以上 5 千万円未満については簡易な工事以外は原則として適用

**【参考】** 24 年度実績

一般競争入札の内、契約件数で 87.5%・契約額で 96.0%

## 2 他府県の事例（公共工事以外）

## (1) 三重県

**経緯** 「入札契約制度の着実な運用」の観点から、品質の確保を図るため、「総合評価方式」を導入

**対象** (平成 22 年度～) 予定価格 1 千万円以上の清掃・警備業務

**内容** 価格評価：技術評価 = 100 : 100

※技術評価 100 点

技術要件 65 点・・・履行体制及び品質保証の取組、研修体制など  
企業要件 20 点・・・契約実績、地域社会貢献度、障害者雇用実績  
全般 15 点・・・業務全般に対する取り組み姿勢

## (2) 大阪府

**経緯** 「行政の福祉化促進プロジェクト」を立ち上げ（平成 11～15 年度）、府の発注業務における障がい者雇用等の提案を評価基準に盛り込んだ「総合評価方式」を導入

**対象** 府庁舎等の清掃業務

24 年度実績では府本庁舎、府立 5 病院など大規模施設 (10)、  
府民センタービル 6 か所及び府立中央図書館、中規模施設 (7)

**内容** 価格評価：技術的評価：公共性（施策）評価 = 50 : 14 : 36

※1 技術的評価 14 点

履行体制及び品質保証の取組、研修体制

※2 公共性（施策）評価 36 点

障がい者の雇用に関する取組・・・15 点

就職困難者の雇用に関する取組・・・15 点

環境問題に関する取組・・・6 点

# 平成25年度 愛知県建設部総合評価落札方式の標準加算点表

## 【土木関係工事】

対象業種：土木、舗装、しゅんせつ、造園、鋼構造物、とび・土工、塗装、土木系設備（機械、電気、電気通信）

形式		標準型		簡易型				特別簡易型						備考
対象金額		1億5千万円以上		5千万円以上				1千万円以上						
種別		広域型		広域型	地域型Ⅰ			広域型	地域型Ⅰ		地域型Ⅱ			
加算点		58 ~ 60 (57) ~ (59)		33 ~ 40 (32) ~ (39)		37 ~ 44 (34) ~ (41)		28 ~ 30 (27) ~ (29)		32 ~ 34 (29) ~ (31)		21 ~ 23		
評価値計算		除算方式		除算方式				除算方式						
評価項目及び配点		項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	
技術提案	技術提案	○	30											課題数2~3
	簡易な施工計画			○	5 又は 10	○	5 又は 10							課題数1
企業の技術力	施工実績	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	
	工事成績	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	
	契約後VE実績 ※1	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2			
	優良工事表彰 ※2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	ISO9001 ※3	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	
	小計		13		13		13		13		13		11	
配置予定技術者の能力	施工実績	○	2	○	2	○	1	○	2	○	1			
	工事成績	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5			
	資格保有											○	2	
	CPD実績 ※4	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	小計		9		9		8		9		8		4	
地域精通度 地域貢献度	地域内の拠点有無 ※5	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	
	県内(地域内)の施工実績	○	3	○	3	○	1	○	3	○	1	○	1	
	防災協定等及び活動実績	○	2 <1>	○	2 <1>	○	6 <3>	○	2 <1>	○	6 <3>	○	3	
	ボランティア活動実績 ※6					○	2			○	2	○	2	
	雇用実績 ※7					○	1			○	1			
	ISO14001 ※8	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1			
	小計		6 ~ 8		6 ~ 8		11 ~ 13		6 ~ 8		11 ~ 13		6 ~ 8	

注)WTO案件は除く。

注)上記以外については、愛知県建設部総合評価審査委員会(部会)に諮り審査する。

## 【語句解説】

### ※1 契約後VE実績

「契約後VE (Value Engineering)」とは、工事契約後に受注者からコストダウンが可能な技術提案を受け付ける方式のこと。過去5年間の採用実績で評価する。

### ※2 優良工事表彰

「優良工事表彰」とは、愛知県知事から優良工事として表彰された建設部発注工事のこと。過去10年間の表彰実績で評価する。

### ※3 ISO9001

品質マネジメントに関する国際規格のこと。組織が製品やサービスの品質保証を継続的に改善していくためのシステムを確立し維持していくもの。入札参加する営業所が認証されていれば評価する。

### ※4 CPD実績

「CPD (Continuing Professional Development)」とは、技術者の継続的な専門教育のこと。配置予定技術者が過去1年間または2年間に技術力向上に資する研修会等に参加して得た取得単位が推奨基準以上であれば実績として評価する。

### ※5 地域内の拠点有無

建設業許可登録のある営業所や主たる営業所(本社・本店等 建設業を営む営業所を統括し指揮監督する権限を有する1か所の営業所)が地域内にあるかどうかにより評価する。

### ※6 ボランティア活動実績

道路・河川等の維持に係る活動実績のこと。具体的には以下のいずれかの活動。過去1年間の活動実績で評価する。

- ・愛知県建設部のアダプトプログラム関連事業  
愛・道路パートナーシップ、河川愛護事業、海岸愛護事業、港湾・漁港海岸愛護事業
- ・県建設部が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動
- ・「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」の登録活動

### ※7 雇用実績

新規の正規社員の雇用実績のこと。過去2年間の実績で評価する。

### ※8 ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格のこと。組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムを確立し維持していくもの。入札参加する営業所が認証されていれば評価する。

平成24年度～27年度 三重県本庁舎清掃業務委託 総合評価一般競争入札(WTO) 評価基準表

大項目	中項目	○印 聴取 項目	小項目	小項目 配点	中項目 配点	大項目 配点	配点率 (%)	
価格評価	価格要件	○	調査基準価格との比較	①調査基準価格を200点満点とし、入札価格が調査基準価格以下の場合すべて満点とします。なお、入札価格が低入札における調査基準価格に満たない入札をした場合は、低入札価格調査の対象となります。 ※入札価格<調査基準価格…低入札価格調査対象 ②入札価格が調査基準価格を超えるものは、下記により算出します。 入札価格≧調査基準価格…200点 入札価格>調査基準価格…200点×(評価基準額-入札価格)/(評価基準額-調査基準価格)【1点未満切り捨て】 ※評価基準額は事前公表します。 ※価格は全て税抜きとします。	200	200	200	100
			技術評価	研修体制	貴社の事業年度における研修体制(規定)の有無について評価します。 a.清掃技術向上 b.環境 c.接遇	3	18	130
技術評価	技術要件・清掃業務	○	平成23年10月1日から翌年9月30日における研修実績について評価します。 a.清掃技術向上 b.環境 c.接遇	6				
			平成23年10月1日から翌年9月30日における研修内容について評価します。 a.清掃技術向上 b.環境 c.接遇	9				
			実施計画書(a～f)の有無について評価します。 a.日常清掃 b.定期(特別)清掃 c.廃棄物処理・管理 d.除草・草刈 e.貯水槽清掃 f.害虫駆除	12				
		○	実施計画書(a～f)の整備状況、内容を評価します。 a.日常清掃 b.定期(特別)清掃 c.廃棄物処理・管理 d.除草・草刈 e.貯水槽清掃 f.害虫駆除	24	67			
		○	資格を有する配置予定の業務関係者の人数を評価します。 a.建築物環境衛生管理技術者(必須資格) b.ビルクリーニング技能士 c.清掃作業監督者	16				
		○	配置予定清掃従業員の平成24年9月末時点における貴社での経験年数を評価します。	15				
		○	当該業務における苦情処理要領等の整備状況、実績等について評価します。	10	10			
		○	当該業務における自己検査体制等の整備状況、実績等について評価します。	20	20			
		○	顧客満足度向上に向けた基本理念・方針の内容について評価します。 ※顧客とは県庁舎へ出入りする来庁者及び職員とします。	15	15			
		企業要件	契約実績	○	1万㎡(複数棟の場合は合計)以上の建物での過去5年間における6箇月以上継続の業務実績を評価します。 ※「契約履行証明書」で確認。	10	10	40
障がい者雇用実績の有無について評価します。	20				20			
従業員 の雇用	○		次世代育成支援活動(育児休業制度の有無)について評価します。	5	10			
			平成23年10月1日から翌年9月30日における地域ボランティア活動について評価します。	5				
地域社会 貢献度	○	業務全般に対する取組姿勢、及び強みの部分について聴き取りによる評価を行います。	30	30	30	15		

○印については技術提案書類、聴き取りにより判断する項目です。  
**研修実績、実施計画書が全くない場合、その他全ての技術評価項目は、【0点】となります。提案書聴取会も行いません。**  
 また、**落札資格要件を満たさない場合は、開札の後に【無効】とし、落札者といたしません。**

総合評価方式の事例（大阪府警察 光明池運転免許試験場 庁舎清掃等業務 H25.6～H28.5 長期継続契約）

評価項目		評価点		評価内容	
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細
[1]	価格評価	50	50	入札金額の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点は一律最高点（50点）とする。</li> <li>※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。</li> <li>低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価最高点（50点）に乗じて算出する。（小数点以下切捨）</li> <li>※予定価格を超える金額で入札を行った者の価格評価は行わない。</li> </ul>
[2]	技術的評価	14	4	I 技術力向上のための研修制度等の設置	1 研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。（平成24年4月1日から平成25年3月31日までに実施した研修） 2 契約期間中（平成25年8月31日までに実施）の研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価する。
			4	II 適正な履行を確保するための仕様に対応した作業計画表等の確認	1 各施設の仕様に基づく日常清掃業務、定期清掃業務及びその他業務の作業計画表等の内容及び作業員の配置状況等を評価する。
	2		III 苦情処理体制	1 入札参加者の入札日の前日時点の品質ISO9001認証の取得状況（申請中を含む）又は苦情処理要領（マニュアル等）の整備状況及び内容を評価する。	
	2		IV 自主検査体制	1 自主検査体制の整備状況の評価する。 2 当該業務における自主検査体制の計画内容を評価する。	
[3]	公共性（施策）評価	15	6	I 知的障がい者等の雇用	1 知的障がい者又は精神障がい者を1人雇用するなど下記の事項につき、応諾又は充足する提案を評価する。 (1) 当該清掃施設の清掃業務において、知的障がい者又は精神障がい者を1人雇用する。（当該清掃施設のうち、大阪府警察光明池運転免許試験場については、知的障がい者を1人雇用する。） (2) 上記(1)の提案を行う場合、現に当該清掃施設（大阪府警察光明池運転免許試験場を除く）の清掃業務に従事している知的障がい者1人をもって充てることなどを応諾する。 ※当該清掃施設（大阪府警察光明池運転免許試験場を除く）の清掃業務には、過去に実施した当該施設の清掃業務等に係る総合評価一般競争入札により、知的障がい者が1人従事している。 ※大阪府警察光明池運転免許試験場に対する当該提案については、(2)の提案は不要。 (3) 平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用した知的障がい者に対する本件入札日の前日以前3年間に解雇実績（本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く）がないことを評価する。 2 知的障がい者又は精神障がい者の雇用を実現するための支援体制の提案内容（現に当該障がい者の就労支援を行う支援機関（エル・チャレンジ等）に相談の上、企業として実施する具体的かつ実現可能な内容）を評価する。 (1) 専任支援者の現場配置の有無 (2) 支援方法 ① 現場作業における支援 ② その他職場定着のための支援
			2	II 障がい者の就労支援	次の1又は2の場合に加点する。 1 指定施設等に対する業務発注について、次の額が一定額以上であることを評価する。 本件契約日以降2か年（契約日～平成27年5月31日まで）に実行される業務発注計画金額 2 大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業を活用すること。 本件契約日以降6か月（契約日～平成25年11月30日まで）に協力事業所として、訓練生の受け入れを開始すること。
			7	III 障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数	1 障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数をいう。以下同じ）超過数（平成24年6月1日現在）を評価する。 ※雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る場合は、「障がい者の雇用に関する取組」の評価点（総点15点）は0点とする。雇用障がい者数が法定雇用障がい者数と同数である場合は、「III 障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数」の評価点（個別点7点）は0点とする。
	就職困難者の雇用に関する取組	15	15	I 就職困難者の雇用	1 就職困難者の新規雇用予定者数を評価する。 （平成25年6月1日から平成25年12月31日までに新たに雇用する雇用者数。ただし、過去1年以内に雇用していた就職困難者を除く。） 2 就職困難者の既雇用者数を評価する。 （平成22年6月1日以降に雇用し、平成25年4月1日現在において雇用を継続している者） ※1・2の対象は、大阪府内の①地域就労支援センター ②障害者就業・生活支援センター ③大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ④ホームレス自立支援センター ⑤地域若者サポートステーションの利用者とする。 3 大阪府ハートフル企業（障がい者雇用貢献企業）顕彰制度への参加状況（平成22年度～平成24年度を対象）又は（社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入状況（平成25年4月1日現在において会員企業であること）を評価する。
	環境問題への取組	6	2	I 環境マネジメントシステムの導入	1 入札参加者の入札日の前日時点の環境マネジメントシステム認証の取得状況の評価する。 ※環境マネジメントシステム認証とは、ISO14001、エコアクション21（これと相互認証するものを含む）認証、KES（これと相互認証するものを含む）認証、エコステージ認証、その他第三者認証をいう。
			2	II 再生品の使用	1 当該業務で使用する資機材の再生品（大阪府認定リサイクル製品、エコマーク商品、又はPETボトルリサイクル推奨マーク商品）の使用計画（平成25年8月31日までに使用開始予定）を評価する。
			2	III 次世代自動車の使用	1 入札参加者の次世代自動車〔※1〕の使用〔※2〕状況を評価する。 ※1 「次世代自動車」は電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・水素エンジン自動車・クリーンディーゼル車を指す。 ※2 「使用」とは自社で自動車を所有していることまたは車検証上自社が使用者として登録されているリース車を使用することを指し、レンタカー及び他社名義の自動車の使用は含まない。
合計		100	100		